

土木工事特記仕様書

（土木工事共通仕様書の適用）

- 第1条** 本工事は、「徳島県土木工事共通仕様書 令和6年7月」に基づき実施しなければならない。なお、「徳島県土木工事共通仕様書」に定めのないもので、機械工事の施工にあつては「機械工事共通仕様書（案）」（国土交通省大臣官房技術調査課施工企画室）、電気通信設備工事にあつては「電気通信設備工事共通仕様書」（国土交通省大臣官房技術調査課電気通信室）に基づき実施しなければならない。
- 2 ただし、共通仕様書の各章における「適用すべき諸基準」で示された示方書、指針、便覧等は改定された最新のものとする。なお、工事途中で改定された場合はこの限りでない。

（土木工事共通仕様書に対する補足事項）

- 第2条** 「徳島県土木工事共通仕様書 令和6年7月」に対する特記事項は、次のとおりとする。

（建設副産物）【追加】

1-1-1-24 建設副産物

14. 建設副産物実態調査

受注者は、請負代金額 100 万円以上の工事については、第4項及び第5項の規定に関わらずCOBRISにより、再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書を作成し、監督員に提出しなければならない。

（電子納品）

- 第3条** 本業務は電子納品対象業務とする。電子成果品は「鳴門市電子納品要領」に基づいて作成し納品すること。

（情報共有システム）

- 第4条** 受注者は、情報共有システムの活用を希望する場合は、監督員の承諾を得たうえで、本システム活用の試行対象業務とすることができる。
- 2 対象業務は、次のURLにある「情報共有システム活用試行要領」を適用することとする。

情報共有システム活用試行要領（徳島県 CALS/EC ホームページ）

<https://e-denshinyusatsu.pref.tokushima.lg.jp/cals/category/download/jyouhoukyouyuu/>

（工事現場発生品（有価物等）の取り扱いについて）

- 第5条** 工事現場発生品（有価物等）については、現場発生品調書を作成し、監督員に提出しなければならない。なお、現場発生品の取り扱いについては処理方法を監督員と協議の